

# 『入院時食事療養費について』

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院時食事療養費（Ⅰ）による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時（朝食8時00分、昼食12時00分、夕食18時00分以降）、適温で提供をおこなっております。